

## 第 2 1 号議案

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例  
の制定について

ガレリアかめおか条例（平成 1 0 年亀岡市条例第 1 号）の一部を  
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例

ガレリアかめおか条例（平成 1 0 年亀岡市条例第 1 号）の一部を  
次のように改正する。

第 6 条中「使用を許可」を「、使用を許可」に改める。

第 7 条中「使用の許可」を「、使用の許可」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じたもの」を削り、  
同項ただし書を削る。

第 2 2 条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第3中

「

400円
400円
400円
400円
各4,600円
2,000円
1,600円
各400円
各400円
各200円
200円
4,000円
各200円
1,600円
200円
各200円
各附帯設備ごとに40,000円を超えない範囲において市長が別に定める額
100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 50円
101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円
1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円

」

を

「

432円
432円
432円
432円
各4,968円
2,160円
1,728円
各432円
各432円
各216円
216円
4,320円
各216円
1,728円
216円
各216円
各附帯設備ごとに43,200円を超えない範囲において市長が別に定める額
100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 54円
101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。
1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

」

に改める。

別表第4中「100分の105」を「100分の108」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のガレリアかめおか条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

## ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 ガレリアかめおかの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例によること。